

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第35期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社フェローテック
【英訳名】	Ferrotec Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山村 章
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番4号
【電話番号】	03(3281)8808(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務統括担当 鈴木 孝則
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番4号日本橋プラザビル5階
【電話番号】	03(3281)8808(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務統括担当 鈴木 孝則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第3四半期連結 累計期間	第35期 第3四半期連結 累計期間	第34期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (千円)	31,585,147	43,738,919	44,745,522
経常利益 (千円)	447,172	1,642,897	1,262,129
四半期(当期)純利益 (千円)	560,431	886,175	1,391,905
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	4,746,387	1,671,652	8,047,582
純資産額 (千円)	34,817,521	39,569,472	38,060,666
総資産額 (千円)	71,549,264	77,710,257	74,723,634
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	18.19	28.76	45.18
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	47.9	50.2	50.2

回次	第34期 第3四半期連結 会計期間	第35期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 (円)	4.34	17.26

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第34期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第35期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(装置関連事業)

当第3四半期連結会計期間において、杭州大和江東新材料科技有限公司を新たに設立しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米国は寒波の影響がありましたが景気回復が鮮明となり、欧州は地政学的リスクにより、やや不安定な懸念もありましたが、先進国は概ね堅調に推移しました。新興国は通貨安からインフレが進行したものの、総じて底堅く推移しています。我が国の経済は、消費増税の先送りにより景気後退は回避され、プラスへの転換が期待されております。しかし、原油安の進行により為替相場の円安基調と相殺され、物価上昇は鈍化するとの見方もあり、エネルギーコストは軽減され、その他輸入材料コストは上昇とやや不透明な状況です。

当社グループの属するエレクトロニクス産業では、自動車搭載用、スマートフォン、タブレット型PCなどの電子部品需要は引続き好調で、半導体業界での設備投資や設備稼働率は一定の水準が続きました。

太陽電池業界では、大型太陽光発電所に使用される多結晶型太陽電池パネルが、設置量の旺盛な日米市場において価格競争が続いており販売価格は下落したままで推移しました。太陽電池パネルにおける米国・中国・台湾間の貿易摩擦が続いており、一部企業で生産調整を行うなど企業収益に影響が出ました。

このような事業環境のなか、当社グループの装置関連事業におきましては、各製品の販売を日本、北米、台湾ユーザーに高品質製品の拡販に努め、国内外のユーザーから半導体・液晶業界に留まらず、各方面に対し当社の真空技術、真空溶接、精密加工を用いた受託製造を受注しております。太陽電池関連事業におきましては、太陽電池用シリコン製品の結晶製造工程を、中国内陸部の銀川工場に移管することを決定し、実行中であります。電子デバイス事業のサーモモジュールにおきましては、自動車温調シート向けが安定して好調を継続しており、民生、光通信、バイオ製品なども新たなユーザーの獲得も進んでおります。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は43,738百万円（前年同期比38.5%増）、営業利益は1,602百万円（前年同期比547.0%増）となりました。一方、経常利益は、為替相場が円安局面へ推移したため、為替差益478百万円が発生したこと等により1,642百万円（前年同期比267.4%増）となり、四半期純利益は886百万円（前年同期比58.1%増）となりました。

セグメントにつきましては、製品用途の類似性と販売先業種により区分し、「装置関連事業」、「太陽電池関連事業」および「電子デバイス事業」の3区分を報告セグメントとして分類しております。

セグメントの状況は以下のとおりです。

(装置関連事業)

当該事業の主な製品は、真空シール、石英製品、セラミックス製品、シリコンウエーハ加工などです。

石英製品、セラミックス製品など半導体の製造プロセスに使用されるマテリアル製品は、スマートフォン用メモリやロジック系ICなどの顧客の設備稼働率が高水準であったため受注は堅調でした。また、各種製造装置に使用する真空シールは、半導体・FPDの設備投資はピークを打ったものの、一定の水準で推移しました。シリコンウエーハ加工はやや軟調となりました。

この結果、当該事業の売上高は19,487百万円（前年同期比25.4%増）、営業利益は1,469百万円（前年同期比938.1%増）となりました。

(太陽電池関連事業)

当該事業の主な製品は、シリコン結晶製造装置、シリコン製品、石英坩堝、角槽などです。

太陽電池産業は、太陽電池パネル導入量が伸びましたが、パネル価格は市場での競争激化により低位で推移しました。その結果、当社のシリコン製品は、前年比で増収となったものの、コストダウンを要求され厳しい販売価格で推移しました。消耗品である石英坩堝や角槽は、米中間の貿易摩擦の影響で一部ユーザーが生産調整を行なったため、軟調な売上高となりました。シリコン結晶製造装置は、メンテナンス部品などの売上高となりました。

この結果、当該事業の売上高は13,976百万円（前年同期比54.5%増）、営業損失は851百万円（前年同期は405百万円の営業損失）となりました。

(電子デバイス事業)

当該事業の主な製品は、サーモモジュール、磁性流体などです。

主力の自動車温調シート向けサーモモジュールは、米国市場での自動車販売が堅調に推移し、温調シートが搭載される高級セダンやSUVの販売も好調でした。また、医療検査装置やバイオ関連機器用途の高機能製品も好調で、国内の民生分野や中国における光通信分野の販売も堅調に推移しました。今後も、生産キャパの増設を段階的に実行して参ります。さらにパワー半導体用基板も売上を伸ばしました。磁性流体は、4Kテレビやスマートフォンに採用が継続され当該セグメントは堅調に推移しました。

この結果、当該事業の売上高は6,828百万円(前年同期比45.6%増)、営業利益は990百万円(前年同期比101.5%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

<資産>

当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末と比べ2,986百万円増加し、77,710百万円となりました。これは主として、現金及び預金2,556百万円と商品及び製品814百万円の増加によるものであります。

<負債>

当第3四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末と比べ1,477百万円増加し、38,140百万円となりました。これは主として、支払手形及び買掛金2,720百万円が増加した一方で、長期借入金2,011百万円が減少したことによるものであります。

<純資産>

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末と比べ1,508百万円増加し、39,569百万円となりました。これは主として、利益剰余金701百万円と為替換算調整勘定820百万円の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、973百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

売却により、当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備又は 業務内容	帳簿価額						売却年月
				建物 及び 構築物 (千円)	機械装置 及び車両 運搬具 (千円)	工具器具 備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
提出会社	会津事業所 (福島県会津 若松市)	装置関連 事業	製造設備	156,999	38,602	3,110	70,055 (7,151.80)	3,204	271,972	平成26年9月

(注)帳簿価額は平成26年3月末日時点の金額を記載しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,000,000
計	67,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,903,702	30,903,702	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	30,903,702	30,903,702	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	平成26年11月12日
新株予約権の数(個)	1,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	626
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成31年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 644.90 資本組入額 322.45
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 新株予約権1個につき1,890円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は合併）の比率}}$$

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成28年3月期及び平成29年3月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、平成28年3月期の営業利益が24億円以上かつ平成29年3月期の営業利益が28億円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、上記の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に60%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に

沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）5に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）6に準じて決定する。

その他の条件

再編対象会社の条件に準じて決定する。

第2回新株予約権

決議年月日	平成26年11月12日
新株予約権の数（個）	1,090
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	109,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	612
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月28日 至 平成31年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 905.77 資本組入額 452.89
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は合併）の比率}}$$

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）5に準じて決定する。

その他の条件

再編対象会社の条件に準じて決定する。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	30,903,702	-	13,201,346	-	11,906,272

（6）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 93,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,804,700	308,047	-
単元未満株式	普通株式 5,602	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	30,903,702	-	-
総株主の議決権	-	308,047	-

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)フェローテック	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	93,400	-	93,400	0.3
計	-	93,400	-	93,400	0.3

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,550,727	10,107,301
受取手形及び売掛金	16,946,531	16,061,351
商品及び製品	4,399,602	5,213,853
仕掛品	2,151,716	2,310,611
原材料及び貯蔵品	5,856,430	5,639,493
その他	3,603,364	3,863,071
貸倒引当金	672,382	710,166
流動資産合計	39,835,989	42,485,516
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,466,378	6,097,345
機械装置及び運搬具(純額)	11,809,287	11,552,915
工具、器具及び備品(純額)	6,593,021	5,943,526
土地	708,138	635,047
リース資産(純額)	167,501	405,062
建設仮勘定	3,297,278	4,246,885
有形固定資産合計	29,041,605	28,880,784
無形固定資産		
のれん	602,171	519,564
その他	1,011,659	986,358
無形固定資産合計	1,613,831	1,505,923
投資その他の資産		
その他	4,552,646	5,389,634
貸倒引当金	320,437	551,601
投資その他の資産合計	4,232,208	4,838,033
固定資産合計	34,887,645	35,224,740
資産合計	74,723,634	77,710,257

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,474,025	13,194,370
短期借入金	9,386,520	9,468,480
1年内返済予定の長期借入金	3,037,084	2,971,791
未払法人税等	132,715	371,144
賞与引当金	617,176	877,052
その他	4,874,598	4,908,087
流動負債合計	28,522,120	31,790,926
固定負債		
長期借入金	5,673,154	3,661,290
退職給付に係る負債	124,266	93,034
役員退職慰労引当金	61,120	54,450
資産除去債務	81,860	82,448
その他	2,200,445	2,458,634
固定負債合計	8,140,847	6,349,858
負債合計	36,662,968	38,140,784
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,201,346	13,201,346
資本剰余金	13,803,253	13,803,253
利益剰余金	3,685,947	4,387,261
自己株式	86,355	86,355
株主資本合計	30,604,192	31,305,506
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	201,519	181,336
為替換算調整勘定	6,741,152	7,561,522
退職給付に係る調整累計額	58,049	52,601
その他の包括利益累計額合計	6,884,622	7,690,257
新株予約権	-	4,925
少数株主持分	571,851	568,782
純資産合計	38,060,666	39,569,472
負債純資産合計	74,723,634	77,710,257

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	31,585,147	43,738,919
売上原価	23,960,523	33,752,761
売上総利益	7,624,623	9,986,158
販売費及び一般管理費	7,376,922	8,383,565
営業利益	247,701	1,602,592
営業外収益		
受取利息	19,569	17,821
持分法による投資利益	4,682	105,092
為替差益	1,061,454	478,908
その他	169,157	181,005
営業外収益合計	1,254,863	782,828
営業外費用		
支払利息	447,375	420,135
支払手数料	17,625	-
事業構造改革費用	443,012	-
その他	147,378	322,389
営業外費用合計	1,055,391	742,524
経常利益	447,172	1,642,897
特別利益		
投資有価証券売却益	645,691	-
固定資産売却益	15,408	9,377
特別利益合計	661,099	9,377
特別損失		
固定資産処分損	8,653	35,595
投資有価証券評価損	887	-
減損損失	-	38,989
その他	-	8,484
特別損失合計	9,541	83,069
税金等調整前四半期純利益	1,098,731	1,569,204
法人税等	540,036	717,761
少数株主損益調整前四半期純利益	558,694	851,443
少数株主損失()	1,736	34,732
四半期純利益	560,431	886,175

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	558,694	851,443
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	248,079	20,183
為替換算調整勘定	3,906,705	824,143
退職給付に係る調整額	-	5,448
持分法適用会社に対する持分相当額	32,906	10,801
その他の包括利益合計	4,187,692	820,209
四半期包括利益	4,746,387	1,671,652
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,688,397	1,691,810
少数株主に係る四半期包括利益	57,989	20,158

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更
該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更
該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っています。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債及び利益剰余金、ならびに、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。また、見積実効税率を使用できない場合は、税引前四半期純利益に一時差異に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とのシンジケート方式による短期コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
コミットメント期間付		
短期コミットメントライン契約の総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	700,000	1,500,000
差引額	1,300,000	500,000

2. 財務制限事項

前連結会計年度(平成26年3月31日)

当社が締結している取引銀行12行及び生命保険会社2社とのシンジケート方式によるタームローン契約及び取引銀行7行とのシンジケート方式による短期コミットメントライン契約については下記の財務制限条項が付加されております。

・シンジケート方式によるタームローン契約

各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成23年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

各年度の決算期に係る連結損益計算書における経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

・シンジケート方式による短期コミットメントライン契約

各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成25年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

各年度の決算期に係る連結損益計算書における経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

当第3四半期連結会計期間（平成26年12月31日）

当社が締結している取引銀行12行及び生命保険会社2社とのシンジケート方式によるタームローン契約及び取引銀行7行とのシンジケート方式による短期コミットメントライン契約については下記の財務制限条項が付加されております。

・シンジケート方式によるタームローン契約

各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成23年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

各年度の決算期に係る連結損益計算書における経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

・シンジケート方式による短期コミットメントライン契約

各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成25年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

各年度の決算期に係る連結損益計算書における経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）
減価償却費	2,952,102千円	2,853,869千円
のれんの償却額	347,713	113,570

（株主資本等関係）

前第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	154,051	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	184,861	6	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	装置関 連事業	太陽電池 関連事業	電子デバ イス事業	計				
売上高								
(1)外部顧客へ の売上高	15,540,172	9,044,172	4,689,932	29,274,277	2,310,870	31,585,147	-	31,585,147
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	42,214	-	-	42,214	-	42,214	42,214	-
計	15,582,386	9,044,172	4,689,932	29,316,491	2,310,870	31,627,361	42,214	31,585,147
セグメント利益又 は損失()	141,530	405,178	491,710	228,063	66,049	294,112	46,411	247,701

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソーブレード、装置部品洗
浄、工作機械、表面処理等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 46,411千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含
まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産の減価償却費等であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	装置関 連事業	太陽電池 関連事業	電子デバ イス事業	計				
売上高								
(1)外部顧客へ の売上高	19,487,099	13,976,347	6,828,899	40,292,346	3,446,573	43,738,919	-	43,738,919
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	60,635	-	-	60,635	-	60,635	60,635	-
計	19,547,735	13,976,347	6,828,899	40,352,981	3,446,573	43,799,555	60,635	43,738,919
セグメント利益又 は損失()	1,469,260	851,811	990,739	1,608,189	30,126	1,638,315	35,722	1,602,592

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソーブレード、装置部品洗
浄、工作機械、表面処理等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 35,722千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含
まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	18.19	28.76
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	560,431	886,175
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	560,431	886,175
普通株式の期中平均株式数(千株)	30,810	30,810
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成26年11月12日取締役会決議による第1回新株予約権(普通株式190千株) 平成26年11月12日取締役会決議による第2回新株予約権(普通株式109千株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期連結累計期間においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第3四半期連結累計期間においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

株式会社フェローテック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 相澤 範忠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 跡部 尚志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フェローテックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フェローテック及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。